

件名	公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について (令和2年12月10日付厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知) ・公衆浴場における衛生等管理要領(令和2年12月10日付通知別紙)
<p>国の「公衆浴場における衛生等管理要領」が改正されたことに伴い、「公衆浴場設置等の基準等に関する条例」を一部改正するものである。</p> <p>【改正の概要】</p> <p>1 近年、子どもの発育発達の状況が従前に比べ変化していることから、国は「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」(令和元年度厚生労働科学特別研究事業)の研究成果や、パブリック・コメントの意見等を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」で示している男女の混浴制限年齢の目安を「おおむね10歳以上」から「おおむね7歳以上」に引き下げた。</p> <p>2 本県では、「公衆浴場設置等の基準等に関する条例」で男女の混浴制限年齢を規定しており、国の要領改正に準拠して、この年齢を見直す。</p>	
施行日	令和4年1月1日
【その他参考事項】	